

平成 31 年 3 月 25 日

岩 手 労 働 局 長 }
岩手地方最低賃金審議会長 } 様

盛岡市内丸10番1号
岩手県議会議長 佐々木 順 一

平成31年度岩手県最低賃金改正等に関する意見書

県内勤労者の労働条件の改善のため、平成 31 年度の岩手県最低賃金の改正に当たり、岩手県最低賃金の適切な引上げ等について、適切な措置を講ずるよう強く要望する。

理由

労働基準法第 2 条は、労働条件は、労働者と使用者が、対等な立場において決定すべきものと定めているが、最低賃金の影響を受ける多くの非正規労働者やパートタイム労働者は、労働条件の決定にほとんど関与することができない状況にある。

一方、政府においては、最低賃金について、平成 22 年の雇用戦略対話において初めて数値目標を示し、また、経済財政運営と改革の基本方針 2018 やニッポン一億総活躍プランにおいて年率 3 % 程度の引上げを目指すとしている中であって、岩手県最低賃金は、ここ 10 年間で 131 円引き上げられているものの、あるべき水準への引上げがなされておらず、県内勤労者の有効なセーフティネットとして十分に機能しているとは言えない。

また、人手不足が深刻化する中において、都市部との間に生じている賃金格差は、県内勤労者の人材確保をさらに厳しくする要因となっている。

よって、県内勤労者の労働条件の改善のため、平成 31 年度の岩手県最低賃金の改正に当たり、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 平成 31 年度の岩手県最低賃金の改正に当たっては、雇用戦略対話の合意に基づき早期に 800 円を確保し、景気状況に配慮しつつ全国平均 1,000 円に到達できるような審議会運営を図るとともに、各種経済指標との整合性を図り、中央水準との格差是正を踏まえた上積みの改正を図ること。
- 2 県内で最低賃金を下回る賃金の労働者をなくすため、事業所に対する指導監督を強化し、最低賃金制度の履行確保を図ること。

上記のとおり地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。